

公募に関する Q&A

令和元年 8 月 23 日

令和元年 8 月 30 日追記（※青文字部分）

質問：公募申請書の記載について、医療 a 及び b 両方に関する事業であれば ab 両方選ぶのか。

どちらに重きを置くかで、ab のどちらかを選んでください。

質問：予算額書の積算において 10 月中旬から 2 月末までの期間で作成したら良いか。

予算額書については 10 月中旬から 2 月末までの期間で計算して下さって結構です。実際の補助事業期間は交付決定日（早ければ 10 月中旬）から 2 月 28 日までであり、交付決定日は事業者により異なります。

質問：予算額書の委託費は、参加団体に払う金額と違ってよいか。参加団体（委託先）の人件費や旅費等は委託費に含むという理解で良いか。

委託費は参加団体に支払う金額（消費税抜き）に基本となります。参加団体の人件費や旅費等は委託費の中に含めてください。

質問：予算額書に係る人件費の積算は、時間給を基に算出すればよいのか。

人件費の時間単価の計算には、実績単価計算と健保等級単価計算の 2 つの方法があります。どちらかの方法で単価を試算し、その単価をもとに予算立てをしてください。時間単価の計算については事務処理マニュアルでご確認ください。

質問：海外から招聘する場合の航空券は、ビジネスクラスは不可か。

経済性の観点から基本的にエコノミークラスを使用してください。ビジネスクラスを適用できる事例については、平成 31 年度国際ヘルスケア拠点構築促進事業（医療拠点化促進実証調査事業）補助事業事務処理マニュアル（以下、「事務処理マニュアル」）に記載されていますのでご確認ください。

質問：参加団体に中国の国有企業が入る予定である。10 月中旬以降に委託契約を結ぶことになるがその頃は中国の国慶節と重なるため、中国側から契約書を前もって確認したいとの要望があった。事前に委託契約の雛形を共有頂くことは可能か。

採択候補事業者となった時点で、雛形は提供することは可能です。提供する雛形は、一般的な契約事項（契約者、金額、委託内容等）に加え、実績報告書の提出等、補助事業を進める上で必要な条項が追加されています。

質問：委託契約の雛形に英語のものはあるか。

雛形は日本語のみです。日本語・英語以外で契約書を取り交わす場合は、対訳をご用意ください。なお、対訳作成のための費用（翻訳費用）は本補助事業費で計上できませんのでご注意ください。

質問：二次公募ではヒアリング審査を実施しないのか。海外出張等を計画するにあたり予定を入れない方が良い日を知りたい。WEB ヒアリングと採択事業者説明会の時は空けておけばよいか。採択事業者説明会の日程は確定していないか。

二次公募ではヒアリング審査を実施しません。WEBヒアリングは9/17頃、採択事業者説明会は10月上旬となる予定です。

質問：人件費、事業費、委託費の流用は可能か。

代表団体の経費において人件費への流用は不可です。事業費内での内部流用について制限はありません。事業費や委託費への流用については流元と流用先の金額の少ない方の10%まで流用が可能となっています。詳細は事務処理マニュアルをご確認ください。

質問：テロ等で当初予定よりも渡航回数がかなり少なくなった場合はどうなるのか。

もしそのような事態が発生した場合は、MEJにご相談ください。

質問：「本補助事業では、補助経費の5割以上をコンソーシアム内の経費として使うこととします。また、計上できる経費は、コンソーシアム内で支出した実費のみが対象となります。」とあるが、この解釈を知りたい。

本補助事業において、代表団体が計上する補助経費（人件費、事業費及び委託費）の総額のうち、「外注費」が占める割合を5割未満としていただきたいという意味になります。（委託費ではなく外注費です。）意図としては、補助事業としての活動の多くを外部（コンソーシアム外）に所謂「丸投げ」することを防ぐことにあります。

質問：大学をコンソーシアムに含めた場合、委託費として支払うことができる費用はどの範囲までか。交通費の実費以外に人件費相当額、諸経費、事務処理経費を支払うことは可能か。委託費として支払える費用、支払えない費用のルールを知りたい。

委託費として支払いができる範囲は、公募要領12ページに示されている表の人件費と事業費に示されている範囲です。（例えば、代表団体同様に備品購入について支払いはできません。）また、委託先は、委託費予算の中に一般管理費を含めて計上することができます。（人件費と事業費の10%以内まで一般管理費として予算計上が可能です。）

なお、国立大学・公立大学の場合、人件費の計上はできませんのでご注意ください。

委託先との契約については、公募要領とともに「平成31年度国際ヘルスケア拠点構築促進事業（医療拠点化促進実証調査事業）補助事業事務処理マニュアル」及び「経済産業省委託事業事

務処理マニュアル」をご参照ください。

以上